事業	事務事業計価ンート(事後計価)事務事業名所管部課5-1-1生活困窮者自立支援制度事業健康福祉部 生活福祉課								
	事務事業の	業の目的						根拠法令等	
	生活困窮者自立支援法(平成25年法律) 様々な問題を抱えた生活困窮者に個々の 立支援体制を構築する生活困窮者自立相 に至っていない生活困窮者を困窮状態から			状況に応 は 談支援事 ら早期に 脱	じた包括的かつ継 業及び住居確保系 記却させ、生活困窮	続的な支援を行うと 合付金事業を実施す 引者の自立を支援す	ともに、地域における ることにより、生活保 ることを目的とする。	護 □ 政令·省令 □ 要綱·要領	
事務	基準の有無	事業内容・実施方法等/補助の概要:補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する							
事業の概要	【事業内容・実施方法等】 ①生活困窮者自立相談支援事業・住居確保給付金事業(谷間のない包括的かつ継続的な相談支援):生活困窮者に対し広く相談に応じるとともに、生活困窮者が抱える課題を総合的に受け止め、その方の置かれている状況や本人の意思を確認した上で支援計画を策定する。また、計画に基づく支援を行い、適切な就労支援も含め本人の自立までを包括的・継続的に支えている。また、生活困窮者の必要性に応じて、住居確保給付金の支給を行う。②関係機関のネットワークづくり、社会資源の開拓等:複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に把握するため、地域での見守り体制の構築や関係機関のネットワークづくりを行うとともに、地域に不足抱える生活困窮者を行う。なお、相談支援事業は、西東京市社会福祉協議会に委託する形で事業実施しているが、就労に係る相談、支援に関すること、住居確保給付金に関する相談、申請受付、受給者の居住の確認、求職等に関することについては市で実施している。								
	【対象者】 「 【補助】国』	【対象者】市内に在住する現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方 【補助】国庫負担金により、補助対象額の3/4が補助される。 (予算事業名:03.01.01.19 生活困窮者自立支援事業費)							
	事業開始			実施形態		委託 🗌 補助 🗌 🖥	その他 ()	
		項目		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	
	事業費(A)						34,304	27,257	
	財 国庫支尿源 地方債	国庫支出金・都支出金					25,728	20,443	
事業	源 地方領内 内その他	()	'''					
費	訳ー般財活	 源			0	0	8,576	6,814	
デー	所要人員(人			0.52	0.52	
タ	人件費(C)=平均給与×(B)			千円	0	0	4,127	4,315	
	臨時職員1	臨時職員賃金等(C')			<u> </u>		5,379	5,328	
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C') 単位当たりコスト			千円	0	0	43,810	36,900	
	単位 ヨ/こりコスト (E)=(D)/ (新規相談受付件数(年間))			千円			120		
		活動等指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	
		目談受付件数(年間)		件			364		
		在保給付金受給総数		人			15		
評	《指標の説明·数値変化の理由 など》 ①新規相談受付件数は、 自立相談支援事業及び住居確保給付金事業の新規相談受付実件数								
価指	②住居確	全保給付金受給総数 成果指標	は、住居確	保給付金!	事業の給付金受給 25年度	者実人数 26年度	27年度	28年度	
標			目標値	牛山	20十尺	20十尺	27年度	20年度	
の設	次 ^新	規相談受付件数	実績値	件			30		
定	二 次 次	労支援対象者数	目標値	件			12 3	14	
	《指標の説	【							
	目標値は、国において目安値として定められている。(※対象地区人口10 万人当たり、平成28年度に水準見直しあり) 新規相談受付件数 :20件 → 22件/月、就労支援対象者数:6件/月 → 7件/月(※(H27→H28年度見直し)) 実績値は、新規相談受付件数及び就労支援対象者数の年間累計数を12月で割った月平均値								
事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)		特になし。						
	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)		□ 上 □ 中 □ 下	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に定める、必須事業であり、各市ともに同様のサービス実施となっているのため中位とした。					
	代替・類似サービスの有無		☑ 有	■ 武学支援の部分では 公共職業安定品での武学敵提・支援が業けられる ■					

【一次評価】 〇検証項目、評価の判断理由 〇事業実施上の課題や今後改善すべき点等 検証項目 ランク 一次評価 事業の優先 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に定める、必須事業として位置付けられ 3 □ 拡充 度(緊急性) 事業の 本事業は、様々な問題を抱えた生活困窮者に個々の状況に応じた包括的かつ継続的な 3 支援を行うとともに、地域における自立支援体制を構築する生活困窮者自立相談支援事業 必要性 ✓ 継続実施 及び住居確保給付金事業を実施することにより、生活保護に至っていない生活困窮者を困 事業主体 3 の妥当性 窮状態から早期に脱却させ、生活困窮者の自立を支援することとなっており、引き続き実施 □ 改善・見直し する必要があると考えている。 直接のサービ 2 現在のところ、庁内検討組織を立ち上げ、事業の実施状況や任意事業の今後の対応等 スの相手方 □ 抜本的見直し について検討し、改善等に努めている。 事業内容等 3 В 一方で、平成27年4月から制度のスタートに併せて「生活サポート相談窓口」を保谷庁舎 の適切さ 内に開設しているが、市民への周知や庁内の連携体制等の課題があるため今後改善を図 □ 休止 受益者負担 3 の適切さ る必要があると考えている。 市民-□ 廃止 2 の把握 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目 【二次評価】 ○検証項目、評価の判断理由 検証項目 ランク 二次評価 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等 生活困窮者自立支援法の規定に基づく本事業は、事業開始から2年目に入り、地域にお 事業の優先 2 □ 拡充 ける生活困窮者支援のための重要な取組となっている。 度(緊急性) 対象となる生活困窮者は、複合的な問題を抱えていることが多く、事業の効果的な展開の 事業の 2 ためには、早期における相談体制づくりや関係機関との連携が必要となる。 必要性 √ 継続実施 そのため、事業継続をする中で、これまで以上に庁内各部署、民生委員、地域包括セン 事業主体 ター等との連携を図るとともに、対象者を「生活サポート相談窓口」に適切なタイミングでつ 3 の妥当性 □ 改善・見直し なげる体制づくりを検討されたい。 直接のサ-2 スの相手方 □ 抜本的見直し 事業内容等 2 の適切さ □ 休止 受益者負担 2 の適切さ 市民 | 廃止 2 C の把握 検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目 【外部評価】 外部評価 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等 拡充 □ 継続実施 □ 改善・見直し □ 抜本的見直し □ 休止 廃止 【行革本部評価】 行革本部評価 評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等 □ 拡充 □ 継続実施 □ 改善・見直し □ 抜本的見直し □ 休止 □ 廃止 【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】 改善の方向性・

スケジュール